

船橋市工事技術検査規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、公共工事の品質確保の促進を図るため、工事の技術検査（以下「技術検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(技術検査)

第3条 技術検査は、技術検査職員（船橋市工事検査規程（平成15年船橋市訓令第4号）第4条に掲げる者であって技術検査を行うものをいう。以下同じ）が技術的な観点から工事中又は完成時の施工状況の確認及び評価を行うものとする。

2 技術検査は、船橋市工事検査規程第1条に規定する検査を実施するときに行うものとする。ただし、工事の施工途中であって市長が必要と認めるときは、技術検査を行うことができる。

(技術検査の方法)

第4条 技術検査は、別に定める技術検査基準に従って実施するものとする。

(工事成績の評定)

第5条 技術検査職員は技術検査を実施した時に、総括監督員及び主任監督員は工事が完成した時において、別に定める評定基準に従って工事成績を評定しなければならない。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。